

会議名 (審議会等名)		川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)		総務部行政室総務課 内線(2322)		
開催日時		17年8月17日(水) 19時00分～19時40分		
開催場所		7階大会議室		
出席者	委員	末澤誠之 藤田弘道 横田信之 三井春子 若松省吾 田中清		
	その他			
	事務局	総務部長、行政室長、総務課長、総務課長補佐及び総務課主査		
傍聴の可否		○可・不可・一部不可	傍聴者数	5人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1) 平成17年調査請求第1号の決議 (2) 平成17年調査請求第2号の決議 (3) その他		
		(1) 平成17年調査請求第1号について、市長には政治倫理基準に違反する事実はない旨の決議を行った。 (2) 平成17年調査請求第2号について、市議会議員安田末廣議員には政治倫理基準に違反する事実はない旨の決議を行った。		

会長 川西市政治倫理審査会平成17年調査請求第1号及び第2号の決議を行う前に、少しだけ平成17年7月21日に調査請求者から出された第3回提出書面についての取扱いを説明します。書かれている内容は、前開発指導室の職員の尋問、釈明の回答をしてくださいというものでありますが、これは前の期日において3週間以内に出して欲しい、かつ、具体的な書面を全部書いてくださいよという具合に述べておりますが、そういうことが出ていませんのでこれについてはこれ以上調べません。

それでは今から決議書について、市長の平成17年調査請求第1号の決議から読み上げさせていただきます。

被調査請求者 川西市長 柴生進 川西市長柴生進に係る政治倫理基準違反調査請求について、当審査会は次のとおり決議する。主文 被調査請求者 川西市長 柴生進には、政治倫理基準に違反する事実はない。事実 第1 調査請求者の主張 1 市長は、平成12年1月25日及び同年2月25日の2度にわたり、合計519.46平方メートルの公共用地を川西市緑台4丁目地内のマンション（以下「本件マンション」という。）の事業者は無償提供（譲渡）に等しい処分（境界協定の変更）を行った。この行為は、特定の企業に不当に有利な取り計らいをするよう議員並びに市の機関及び職員に働きかけた疑惑をもたれる恐れがある（以下「争点1」という。）。2 更に、市長の親族である妻及び子が本件マンションの一室を購入（以下「購入マンション」という。）していることは、市長の職務に関し不正の疑惑をもたれる恐れがある（以下「争点2」という。）。以上により、市長の行為は、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例（以下「本条例」という。）第3条第1項第1号及び第4号の政治倫理基準に違反する。

第2 被調査請求者の反論 1 争点1については、本件調査請求の原因となった上記土地におけるいわゆる官民の境界協定は、調査請求者が指摘するように平成12年1月及び2月に市の担当者との間で行われた。また、同年3月にグリーンハイツの景観を守る会から当該マンション建設に係る陳情・要望を受けた。しかし、行政行為並びに対外的な市の事務処理は市長の名のもとに行われるものの、全てが市長の関知するところではない。市の意思決定は、特別の場合を除いて、川西市事務処理規則で定める専決区分により行われる。本件調査請求にかかる当該境界協定行為も、同事務処理規則別表第2の個別専決事項により総務部長の専決事項と定められている。ちなみに、市長が決裁を行う境界協定行為は、同規則第10条第2項第1号で例示された市境の境界協定行為である。

従って、本件調査請求にかかる境界協定行為は、市長の存知するところではなく、争点1についての本件調査請求は全く理由がない。

2 争点2については、市長の妻と子がマンションを購入した経過については、子が結婚を機に転居すべく物件を探していたところ、当該マンションの売り出し時期と合致したものである。妻との共有となっていることについては、子の資力が十分でなく、子の購入資金の不足分を妻が補った結果である。購入価格も事業者の販売価格（市長第2号証）と同額であり、決して市長の立場を利用して有利に売買契約を締結したのではなく、争点2についても本件調査請求は全く理由がない。

第3 証拠（書証） 1 調査請求者提出（請求者号証） (1) 請求者第1号証（朝日新聞

・毎日新聞・サンケイ新聞記事) (2) 請求者第2号証(本件マンション建設に関する経過報告書) (3) 請求者第3号証(公共用地に係る全部事項証明書) (4) 請求者第4号証(マンション土地に係る全部事項証明書) (5) 請求者第5号証(購入マンションに係る全部事項証明書) (6) 請求者第6号証(本件マンション全体のパンフレット 4枚) (7) 請求者第7号証(境界協定図(官民界)の再協定について) (8) 請求者第8号証(公文書「グリーンハイツの景観を守る会」についての公開にかかる書面(平成16年11月11日)) (9) 請求者第9号証(平成12年度行政組織) 2 被調査請求者提出(市長号証) (1) 市長第1号証(不動産売買契約書) (2) 市長第2号証(本件マンション価格表(予定)) 3 審査会収集資料(審号証) (1) 審第1号証(境界協定についての報告書) (2) 審第2号証(平成11年12月27日 官民地境界協定図(再協定につき無効)) (3) 審第3号証(平成12年2月15日 官民地境界協定図) (4) 審第4号証(東急不動産株式会社 関西支店からの本件マンション価格表) (5) 審第5号証(請求者の第二回提出書面の要求に対する回答)

第4 当審査会の判断 1 争いのない事実及び審査会において上記各証拠により認定した事実は、以下のとおりである。

緑台4丁目8番64(本件マンション用地)と川西市所有の緑台4丁目8番1の所有権関係及び地積更正の経過については、総務部行政室管財課長歳内秀樹作成の審第1号証(審第5号証)に明確に記載されている。

その骨子は、

① 緑台4丁目8番1(所有者 川西市・財産分類 行政財産・施設区分 緑地)については、登記地目は山林、地積(公簿)35.00㎡、地積(実測)17,755.63㎡であり、平成10年5月13日(株)西洋環境開発から帰属により川西市に所有権が移転され、開発指導課が所管することとなった。同年8月6日都市住宅部長(現 まちづくり部長)より総務部長宛の公有財産引継書受理により、緑地として表面管理(除草・枯木や高枝処理等)を公園緑地課(現 水と緑の推進課)が、底地管理(官民境界確認等)を契約管財課(現 管財課)が所管することとなった。

引継ぎは、準備段階の平成3年に(株)西洋環境開発が作成し、公園緑地課(現 水と緑の推進課)で所管していた公園台帳等を基に現地立会を行い、この時点で8-64の分筆図と8-1の辺長が合致していなかったが、現地を優先させることで双方了解した。境界は杭やプレートの埋設や復元により確定をした。地積(実測)17,755.63㎡は、この公園台帳等によるものである。

② 平成12年1月25日の緑台4丁目8-64の地積更正については、隣接の所有者(株)西洋フードシステムズから官民境界の確認申請がなされ、契約管財課(現 管財課)が川西市の所有する8-1との境界協定と地積更正の手続きを行った(川西市事務処理規則による総務部長専決をもって、平成11年12月27日、公印押印)。

③ 平成12年2月25日の緑台4丁目8-64の2回目の地積更正については、隣接の所有者東急不動産(株)(株)西洋フードシステムズから売買による所有権移転)と契約管財課(現 管財課)との間において手続きがなされた(川西市事務処理規則による部長専決をもって、平成12年2月15日、公印押印)。

④ 境界協定の申請及び確認について、この間市長を始め特別職や、市議等からの照会や指示は一切無かった。

なお、川西市に限らず、行政行為並びに対外的な市の事務処理は、市長の名のもとに行われるものの、市の意思決定は、特別の場合を除いて川西市事務処理規則で定める専決区分により行われ、本件調査請求にかかる争点1に関する当該境界協定行為も同事務処理規則別表第2の個別専決事項により総務部長の専決事項と定められている。

2 以上により審第1号証によれば、市長は、特別な事情がない限り、地積更正に関与することはなく、また、調査請求者からは、その他特別な事情についての主張及びこれを裏付ける証拠の提出は一切ない。

よって、争点1の事実が認められないのであるから、当審査会としては、争点2について判断する必要もないのであるが、念のために争点2について付言する。

3 争点2に関しては、市長第1号証（不動産売買契約書）に記載された購入マンションの購入価格と、審第4号証（東急不動産株式会社関西支店からの本件マンション価格表）、請求者第6号証（本件マンション全体のパンフレット 4枚）及び市長第2号証（本件マンション価格表（予定））とを対比すると、本件マンション価格表に表示されている金額により購入していることが明確である。

4 以上により、当審査会は、被調査請求者の行為が本条例第3条第1項第1号及び第4号に該当しないと判断する。

第5 特に当審査会が調査請求者に対し付言したい事項

本条例は、市民の市政に対する正しい認識と自覚のもとに、市民自身の市政への参加を制度的に保障したものであるが、市長及び市議会議員という公職に就いている者にとっては、調査請求が行われたただけであらぬ疑いをかけられ、市民からの信頼を失い、公人としての立場を絶たれるといった最悪の事態も想定される。

したがって、調査請求者は、この点を十分留意し、責任と自覚を持って、調査請求しなければならないことを念のため強く申し添える。

平成17年8月17日 川西市政治倫理審査会 全員一致でこういう結論になっております。

続きまして、

被調査請求者 市議会議員安田末廣に係る政治倫理基準違反調査請求について、当審査会は次のとおり決議する。主文 被調査請求者 市議会議員 安田 末廣には、政治倫理基準に違反する事実はない。事実 第1 調査請求者の主張 1 市長は、平成12年1月25日及び同年2月25日の2度にわたり、合計519.46平方メートルの公共用地を川西市緑台4丁目地内のマンション（以下「本件マンション」という。）の事業者は無償提供（譲渡）に等しい処分（境界協定の変更）を行った。この行為は、本件マンションの事業者に不当に有利な取り計らいをしている（以下「前提事実」という。）。更に、市長の親族が本件マンションの一室を購入していることは、市長の職務に関し不正の疑惑をも

たれる恐れがある。2 ところが、同じ時期に、被調査請求者の妻及び子が平成13年7月19日に、本件マンションの一角を購入（以下「購入マンション」という。）しているが、被調査請求者が当時市議会議員の職にあったことに鑑みれば、前提事実である市長との関係を否定できず、被調査請求者は、「市民全体の代表者として、その名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」と定めた川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例（以下「本条例」という。）第3条第1項第4号の政治倫理基準に違反する（以下「争点」という。）。

第2 被調査請求者の反論 1 前提事実については、全て知らない。本件マンションの購入に際し、調査請求者が指摘するような「本件マンション用地について川西市との間で土地境界問題があったこと」など全く知らず、新聞報道により初めて知ったものである。

2 争点について 被調査請求者の親族が本件マンションを購入したのは、被調査請求者の親族の婚姻後の新居とするためであり、購入マンションの購入価格も事業者の販売価格と同額（議員第1号証）であり、何らの疑惑や不正の疑惑も存在しない。

第3 証拠（書証） 調査請求者が1から9で、ほぼ一緒なんです、第2号証に係る本件マンションの全部事項が一部違います。あとは同じなので省略します。第2として、被調査請求者提出の証拠である議員第1号証として、不動産売買契約書を提出されています。第3として審査会の収集した資料としては1から5で、市長のものと全く同じですので省略します。

第4 当審査会の判断 1 争いのない事実及び審査会において上記各証拠により認定した事実は、以下のとおりである。

緑台4丁目8番64（本件マンション用地）と川西市所有の緑台4丁目8番1の所有権関係及び地積更正の経過については、総務部行政室管財課長歳内秀樹作成の審第1号証（審第5号証）に明確に記載されている。

その骨子としては、先ほど読み上げました市長の場合と同じで①から④までありますけれども、これを省略します。

2 以上、審第1号証によれば、市長は、特別な事情がない限り、地積更正に関与することはなく、また、調査請求者からは、その他特別な事情についての主張及びこれを裏付ける証拠の提出は一切ない。

よって、前提事実が認められないのであるから、当審査会としては、争点について判断する必要もないのであるが、念のために争点について付言する。

3 争点に関しては、議員第1号証（不動産売買契約書）に記載された購入マンションの購入価格と、審第4号証（東急不動産株式会社関西支店からの本件マンション価格表）及び請求者第6号証（本件マンション全体のパンフレット 4枚）とを対比すると、本件マンション価格表に表示されている金額により購入していることが明確である。

4 以上により、当審査会は、被調査請求者の行為が本条例第3条第1項第4号に該当しないと判断する。

第5として、特に当審査会が調査請求者に対し付言したい事項については、市長の場合と全く同じで、調査請求が行われただけであらぬ疑いをかけられ、市民からの信頼を失い、

公人としての立場を絶たれるといった最悪の事態も想定される。したがって、調査請求者は、この点を十分留意し、責任と自覚を持って、調査請求しなければならないことを念のため強く申し添えます。

以上で、平成17年調査請求第1号及び第2号の決議を終わります。